

世田谷区スポーツ推進計画（調整計画）の策定について

1 主旨

スポーツ基本法第10条の規定に基づき、世田谷区のスポーツを推進していくための指針である世田谷区スポーツ推進計画（平成26年度から10年間）を定め、その目標を達成するための重点的な取組みを具体化し、実行していくための事業計画である「後期年次計画」が令和3年度をもって終了する。

令和6年度を始期とする新たな世田谷区スポーツ推進計画策定に向けての期間を調整期間と位置づけ、世田谷区基本計画及び新実施計画との整合を図りながら「後期年次計画」を基本としつつ、2か年の調整計画を策定する。

2 調整計画における主な視点

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後のレガシーを活かし、スポーツの推進を図る。
- (2) 障害者がスポーツに親しむ機会の更なる充実を図り、スポーツ活動を通じた障害のある人とない人の交流を促進する。
- (3) 身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくとともに、地域のスポーツ団体と協力し、スポーツによる地域の活性化を行う。
- (4) Withコロナ時代におけるICTを活用したスポーツの推進

3 計画期間

令和4年度から令和5年度まで（2年間）

4 計画終了時に達成すべき目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月～6月	庁内関係各課との調整
令和3年 8月	政策調整会議・政策会議（素案の報告）
令和3年 9月	オリンピック・パラリンピック等特別委員会（素案の報告） 計画素案の区民意見募集
令和3年 12月	政策調整会議・政策会議（計画案の報告）
令和4年 2月	オリンピック・パラリンピック等特別委員会（計画案の報告）
令和4年 3月	策定